

# 南海トラフ地震警戒強化勧告

## 新宮港

### 区分：「(勧告)南海トラフ地震警戒強化」

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時発出

注1) 第一体制、第二体制を発出している場合は、南海トラフ地震臨時情報に基づく勧告は発出しない。

注2) 第一体制、第二体制解除後、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されている場合は、同情報に基づく勧告に切り替えるものとする。

- ① 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに発出できるよう準備すること
  - ・ 避難に必要な支援体制の確保に係る確認
  - ・ 岸壁管理者の対応の確認
  - ・ 荷主企業等の対応の確認
  - ・ 各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
  - ・ 南海トラフ地震に係る情報の入手に努めること
- ② 自主的な避難行動をとること
  - ・ 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等の理由がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

### 区分：「南海トラフ地震警戒強化勧告」解除

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表から一週間経過